

伊豆の国市地域防災計画

【風水害対策編】

目 次

第1章 総則

第1節 過去の顕著な災害	226
第2節 予想される災害と地域	227

第2章 災害予防計画

第1節 総則	228
第2節 河川災害予防計画	228
第3節 土砂災害防除計画	230
第4節 山地災害防除計画	232
第5節 林道災害防除計画	233
第6節 農地・農業用施設災害防除計画	233
第7節 倒木被害防除計画	234
第8節 盛土災害防除計画	234
第9節 避難情報の事前準備計画	234
第10節 避難誘導体制の整備計画	235
第11節 防災知識の普及計画	236
第12節 自主防災活動	236

第3章 災害応急対策計画

第1節 水防本部設置前の初期配備	237
第2節 水防本部の設置及び組織事務分担	237
第3節 水防本部組織	238
第4節 市防災会議	238
第5節 水防本部要員の非常招集	238
第6節 水防巡視等	238
第7節 水防資材	239
第8節 洪水予報	239
第9節 水防警報	241
第10節 避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報	242
第11節 水防活動	244
第12節 水防活動報告	248
第13節 水防訓練	248
第14節 計画の見直し	248
第15節 配備体制	248
第16節 浸水想定区域の周知	249
第17節 河川管理者の協力	250

別記 1	伊豆の国市水防本部 事務分掌表	251
別記 2	直轄河川洪水予報文例	254
別記 3	直轄河川洪水予報用紙	256
別記 4	直轄河川水防警報用紙	258
別記 5	直轄河川水位到達情報発表用紙（氾濫危険情報）	259
別記 6	水防管理団体水防活動実績報告書	260
別記 7	狩野川水系洪水浸水想定区域避難施設一覧（水防法第15条関係）	261
別記 8	狩野川浸水想定区域災害時要配慮者施設一覧（水防法第15条関係）	263

第1章 総則

この計画は、「災害対策基本法」（昭和36年法律 第223号）第42条の規定に基づき、伊豆の国市の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市及び防災機関が行うべき伊豆の国市の地域に係る「風水害対策の大綱」（「一般対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「風水害対策編」は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、「一般対策編」第4章災害復旧計画によるものとする。

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 第1章 総則 | 計画作成の趣旨・構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域 |
| 2 | 第2章 災害予防計画 | 総則、河川災害予防計画、土砂災害防除計画、山地災害防除計画、林道災害防除計画、農地・農業用施設災害防除計画、倒木被害防除計画、盛土災害防除計画、避難情報の事前準備計画、避難誘導体制の整備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動 |
| 3 | 第3章 災害応急対策計画 | 水防本部設置前の初期配備、水防本部の設置及び組織事務分担、水防本部の組織、市防災会議、水防本部要員の非常招集、水防巡視等、水防資材、洪水予報、水防警報、避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報、水防活動、水防活動報告、水防訓練、計画の見直し、配備体制、浸水想定区域の周知、河川管理者の協力 |

第1節 過去の顕著な災害

1 風水害

台風

県下に大被害を与えた主な台風経路を大別すると、以下の3つの経路となる。

ア 県下を南西方向から、北東進するもの

- ・この経路をとると、県の最も家屋密集地帯が暴風域あるいは強風域に入るために大被害が起りやすい。
- ・ダイナ台風は980hpa内外の小型、並みの強さのものであったが、中部山岳部や伊豆山岳部では、200mm以上の雨量があり、南部の海岸では、最大風速は30～40m/sに達した。被害は全県下に及び、死傷30人を初め、家屋全壊20戸、浸水、がけ崩れなどかなりの損害を生じた。
- ・ダイナ台風より進路的には南を通った昭和29年9月18日の14号台風（並みの強さ）においても、県中部と西部において同程度の被害が生じた。

イ 伊豆半島を南西からかすめて北東進するもの

- ・この経路のときは、伊豆の山岳部で豪雨となる傾向があり、沿岸ではうねりが高まる。
- ・狩野川台風（中型、並みの強さ）は中心示度970hpa程度であったが、湯ヶ島では総雨量753mmに達し、狩野川一帯に大水害をもたらした。被害は伊豆全般にわたり、死傷1,500人、行方不明339人を初め、全壊、流失など未曾有の惨害をもたらした。
- ・令和元年東日本台風（大型・強い）は、中心気圧995hpa程度で伊豆半島に上陸し、本県でも各地で3、6、12、24時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となり、県内で1,312棟の床下浸水が発生、伊豆の国市及び函南町に災害救助法を適用するなど、甚大な被害が生じた。

ウ 県の南部から駿河湾を北上するもの

- ・この経路をとるときは、北部山岳部で特に雨量が多くなる傾向がある。
- ・また、海岸地方で特に風が強まり、うねりによる被害も大きい。

・昭和34年8月14日の7号台風（小型、強い）は伊豆西海岸をかすめて、富士川付近に上陸し、北上して、日本海に抜けた。中心付近の風は猛烈で、最大風速は石廊崎 E48.8/s、御前崎で W29.6/sが観測された。雨は大井川中流域で300mm超え、安倍川上流の梅ヶ島で470mmとなった。このため県の中部、東部で大被害が発生した。山岳では、倒木被害が大きかった。

上記3つの経路以外にも、本県から離れた場所を台風が通過することで本県付近に停滞する前線を刺激し豪雨をもたらす場合がある。昭和49年7月7日に発生した「七夕豪雨」では、対馬海峡を通過した台風第8号の影響により梅雨前線の活動が活発化し、県中部・西部を中心に大雨となった。静岡では24時間降水量508mmを記録し、死者44人、家屋全壊241戸など甚大な被害をもたらした。

2 土石流

令和3年7月3日、熱海市伊豆山地区で発生した土石流は、逢初川の源頭部（海岸から約2km上流、標高390m付近）から逢初川に沿って硫化した。

この土石流により被災した範囲は、延長約1km、最大幅約120mにわたり、死者28人、住家全壊53棟など甚大な被害をもたらした。

第2節 予想される災害と地域

1 風水害

県全般の主要河川は、河川整備を進めているが気候変動により局地的な豪雨は発生しており、洪水による災害の発生リスクが高まっている。災害は予期されない事態によって起こるものであり、大河川にあっても災害発生の要素をもっており、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。

季節的には4～5月は低気圧の通過に伴い、県の南岸部や伊豆で豪雨となることがある。6～7月は梅雨前線活動の活発化により、全県的な大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また8～10月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。

狩野川流域においては、狩野川放水路の開通や中流部の改修により流下能力は増大しているが、流域内の降雨量によっては、依然水害発生の危険性がある。中流部の低平地では、内水氾濫による浸水被害が平成10年、14年、16年、17年、19年及び令和元年に発生している。また、狩野川や黄瀬川の下流部で堤防の高さや幅が不足する地区では、破堤による氾濫のおそれがある。

2 土石流・地すべり・がけ崩れ

市内の土砂災害（特別）警戒区域は、454箇所が指定（令和6年3月現在）されており、降雨時、地震時には被害が予想される。（資料1－4－1）

第2章 災害予防計画

災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

第1節 総則

市は、治水、洪水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

また、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

また、市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第2節 河川災害予防計画

本市は、山林、原野が約53%を占めており、がけ崩れの危険箇所も数多く存在しているので、台風や集中豪雨時には河川の氾濫、がけ崩れ等により大きな被害を被ってきた。

1965年（昭和40年）の狩野川放水路の完成により狩野川治水体制は整えられたが、狩野川本川の水位上昇による内水問題が新たな課題として生まれたことから、河川の改修を国・県に強く働きかけてきた。その結果、浸水対策としての河川改修は大きな成果をあげつつある。

なお、狩野川の増水により内水処理に支障をきたす箇所については、市街地の浸水対策として、下水道の雨水幹線等の整備を進めてきた。

しかし、床下又は床上浸水する常襲冠水箇所では、排水機場はあるものの排水量が追いつかず冠水している。したがって、河川の改良により容量を増やすしかないと思われるので、今後一層の整備を図る。

1 治水事業

(1) 河川の整備

本市では、度重なる被害を契機として、河川の改修を行うとともに危険箇所の防災工事や砂防施設等の整備を進め、安全確保に努めてきた。

今後も住民の安全な暮らしを確保するため、河川の未改修箇所の整備等を推進するとともに、国・県などに要望し、その早期実現に努める。

(2) 雨水の排除

現在、市内には常襲冠水箇所は十数ヶ所あり、排水機場のポンプを運転し対応しているが、排水

量が追いつかず、狩野川の水位が下がるのを待つしかない状況となっているので、今後一層の整備を図る。

市街地の浸水地域については河川や中小排水路の改修を進め、また下水道の雨水幹線等の早期完成を図る。

また、アンダーパス部等の道路冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。さらに、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、道路の途絶による被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。

(3) 用水路の整備

葦山用水の改修を今後も実施していく予定である。

(4) 浸水想定区域の指定と通知

県、国土交通省は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川として指定した河川及び洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深等を順次公表し、洪水浸水想定区域として指定するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表する。

(5) 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項

市は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域（以下、総称して「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、本計画において少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予想等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。（本編 別記7）

また、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。（本編 別記8）事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

ア 要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。

イ 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの。

(6) 要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等

上記のうち、要配慮者利用施設（以下、この号において要配慮者利用施設とは本編 別記8に記載されている施設をいう。）については、利用者の円滑かつ迅速な確保を図るために以下の事項を定めるものとする。

・浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地等を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。

・市長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が上記計画を作成していない場合に、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認

めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

- ・市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。

- ・市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

- ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅延なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

なお、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民等に周知されるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

(7) 連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組みを推進するための密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(8) 洪水予報等の住民への伝達方法（各浸水想定区域に共通）

市長は、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、以下の方法により当該地域に危険性を広報する。

- ア 洪水浸水想定区域等を含む区長に対し、訪問又は電話での連絡
- イ 広報車による伝達
- ウ 市同報無線による放送
- エ 登録制市民向けメール配信、伊豆の国市公式LINEアカウントの配信
- オ 県システム(FUJISAN)等によるエリアメール配信
- カ ニュース速報テロップ

(9) 避難訓練の実施（各浸水想定区域に共通）

浸水害の発生を想定した訓練の実施に努める。風水害対策編 第3章 第13節 水防訓練による。

(10) その他円滑・迅速な避難確保のための必要な事項（各浸水想定区域に共通）

伊豆の国市避難情報の判断マニュアルに記載した避難情報の判断基準による。

第3節 土砂災害防除計画

土砂災害から市民の生命と財産を守るため、土砂災害対策施設の整備などのハード対策を推進するとともに、住民の早期避難等を促進するため、土砂災害防止法に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策と組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。

1 危険箇所の把握と防災パトロール

本市は、地形的条件から山地近接住宅が極めて多く、これらの急傾斜のうち崩壊等の危険がある崖地については、常に調査把握し、防災上必要な措置を講ずるものとする。このため、梅雨期、台

風期には定期的に防災パトロールを実施し、危険が予想される箇所については、防災上必要な措置を講じ、災害の未然防止に努めるものとする。

2 土石流の危険渓流の整備促進

市内の危険渓流については、流路工の整備や堰堤の整備を進めているが、特に下流に人家が密集する沢などの整備を優先的に進めていく。

3 急傾斜地崩壊危険区域住民への協力要請

急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため、崩壊が予想される危険箇所（資料編 1－4－2）については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条の規定に基づき急傾斜地危険区域の指定がなされ、住民も含め、総合的な防災対策を講ずるものとされている。

なお、今後においても当該指定を積極的に推進するとともに、この指定は私権の制限を伴うので、関係者の理解と協力を得て行うよう特に留意するものとする。

4 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の活用

市は、土砂災害警戒情報（避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当）が発表された場合、直ちに避難情報を発令することを基本とする具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。

市は土砂災害警戒区域等を避難情報の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲を設定するものとする。

発令の範囲については、土砂災害（特別）警戒区域（土砂災害警戒区域が未設定の地域では土砂災害危険箇所）を原則としつつ、同一の避難行動をとるべき地区単位（避難単位）とする。

市は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認、把握に努める。

また、国土交通省又は県から土砂災害緊急情報が提供された場合には、避難情報発令を判断するための資料として活用する。

5 土砂災害防止法の施行

(1) 土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地並びに土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

オ 救助に関する事項

カ アからオに掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(2) 住民への周知

市長は、地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流、地すべり、がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、当該地域の危険性を広報する。

(3) 避難情報の解除

市長は、避難情報を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通省又は県に対して当該解除に関する事項について、助言を求めるものとする。

(4) 要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等

- ・土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画(以下、この号において要配慮者利用施設とは資料編 1・4・1 土砂災害(特別)警戒区域一覧表に記載されている施設をいう。)にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

- ・市長は、当該施設の所有者又は管理者が上記計画を作成していない場合に、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認めるときは、当該施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

- ・市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

- ・県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

6 その他のソフト対策

(1) 土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害危険箇所表示板の設置、静岡県が提供するインターネットによる土砂災害危険箇所マップ・土砂災害警戒区域マップ・土砂災害特別警戒区域マップ・指定区域（砂防三法）マップの公表等を行い、土砂災害警戒区域等の周知を図る。

(2) 「土砂災害に対する防災訓練」の実施

市は、県と連携して「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

第4節 山地災害防除計画

山地災害については、森林の維持・造成を通じて山地に起因する災害の発生を未然に防止するとともに、市域の地形に関して十分な調査を実施し、関係機関と十分協議し、災害危険地区を主体に各種事業を活用して治山事業をすすめていく。

1 山地災害対策

地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所が「山地災害危険地区」として設定されている。これを踏まえ、計画的に治

山事業を実施し、山地災害の防止、軽減を図る。指定状況は、伊豆の国市 HP 及び静岡県 GIS に記載。

市及び県は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組みと連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

2 治山事業

治山については、近年著しい砂防災害への備えを中心に、治山事業の促進を図ってきている。

また、利水のための農業用水池が今では調整池として大きな役割を果たしつつあるため、適正な維持・管理を図る。

(1) 森林の保全・整備

市森林整備計画に基づき、森林の持つ災害防止・水源のかん養などの公益的機能を活かし、植林・間伐を一層促進する。

(2) 山崩れ、がけ崩れの防止

無秩序な山地開発を抑制し、計画的土地利用により危険箇所の増加を防ぎ、山地災害危険地区については十分防止策を進める。

3 総合的な山地災害対策

毎年度、6月1日～15日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止を図る。

また、山地災害危険地区の情報を提供し、地域防災対策への活用等を促して地域住民らが実施する減災に向けた体制づくりを支援する。

第5節 林道災害防除計画

林道は、一般に急峻な法面を切り取り又盛土して山腹を切り開いた道路が多く、これらの部分が崩壊又はがけ崩れにより埋没した場合に及ぼす影響は多大なものであるため、常に損傷部分を改修し、又は補強する等必要な措置を講ずるものとする。

第6節 農地・農業用施設災害防除計画

農地については、災害を未然に防止すべく事前に十分な調査を行い、各種の事業に合わせて災害予防を積極的に進め、災害の予防を図るものとする。あわせて、農地と同様に農道の維持管理を図り、災害時の迂回路として検討していく。

1 ため池等整備事業

決壊した場合に影響が大きい農業用ため池は、地震や豪雨・劣化等による決壊を防止するため、調査を実施し、適正な維持・管理を行うとともに緊急度の高いものから補強対策や統廃合を実施する。また、利用実態のないため池については廃止等を進める。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、定期的に点検を行い、決壊の危険性等の早期把握に努め、必要に応じてハザードマップの更新等を行う。（資料編2-1-1）

2 排水機場の維持管理

毘沙門・堂川排水機場については、適正な維持管理を行う。

3 農業基盤整備

用排水路の維持、管理を進め、農地災害予防に努め、あわせて営農に支障がでないよう、用排水施設の整備を進める。

第7節 倒木被害防除計画

市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、市は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第8節 盛土災害防除計画

市及び県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査及び盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土等に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土等に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。

市及び県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。また、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要となった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

県は、不適正な盛土事案の課題解決を図るため、副知事を座長とした部局横断組織である「静岡県盛土等対策会議」を設置し、その下部組織として、現場レベルの地域部会を置き、県と市町等の関係機関が連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。

第9節 避難情報の事前準備計画

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

(1) 市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「伊豆の国市避難情報等の判断マニュアル」を作成する。具体的な避難情報発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報危険度分

布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

また、安全な場所にいる人まで避難地等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

(2) 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。

(3) 市は、「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するに当たり、県の技術的専門的な助言、作成支援を受ける。

2 住民への周知・意識啓発

(1) 市は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難地への移動（立退き避難・水平避難）、知人・友人宅等をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により安全を確保する「緊急安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を周知することについて、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、市は防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー・相談支援事業所）の連携により、高齢者や障害のある人に対して、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

(2) 市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 市は、住民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画（マイ・タイムライン）の策定に向け住民等の取組を支援する。

その際、市は、県が策定した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に各地域における住民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

第10節 避難誘導体制の整備計画

市は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。なお、防災マップの作成に当たっては、住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し平時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

第11節 防災知識の普及計画

原則として、一般対策編 第2章 災害予防計画 第8節 防災知識の普及計画 第10節 住民の避難体制に準ずる。

加えて、市は、県、国、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害。土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- (1) 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。

加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。

- (2) 土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。

第12節 自主防災活動

一般対策編 第2章 第13節 自主防災組織の育成及び第14節 事業所等の防災活動 に準ずる。

第 3 章 災害応急対策計画

この計画は、「水防法」（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）に基づき市の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施並びに水防管理団体の行う水防の計画基準等について必要な事項を規定するほか、風水害に対する市の対応を定め、もって官下各河川、湖沼等による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

なお、ここに定めない事項については、一般対策編 第 3 章 災害応急対策計画による。

第 1 節 水防本部設置前の初期配備

1 初期配備の設置基準

静岡地方気象台から大雨・洪水注意報が発表され、水防本部の設置には至らないが非常事態に備えて事前の体制確立が必要であると危機管理監が認めたとき。

2 初期配備体制

- (1) 初期配備体制は、危機管理課職員による待機とする。
- (2) 待機職員は、緊急連絡網の確認及び関係各課職員の非常時動員体制を確立させるものとする。
- (3) 危機管理監は、初期配備を職員に指示した場合、その旨を市長に報告するものとする。

第 2 節 水防本部の設置及び組織事務分担

1 水防本部の設置基準

水防管理者は大雨、洪水等についての水防活動の必要があると認めたときから、その危険が排除されるまでの間、市に水防本部を設置する。

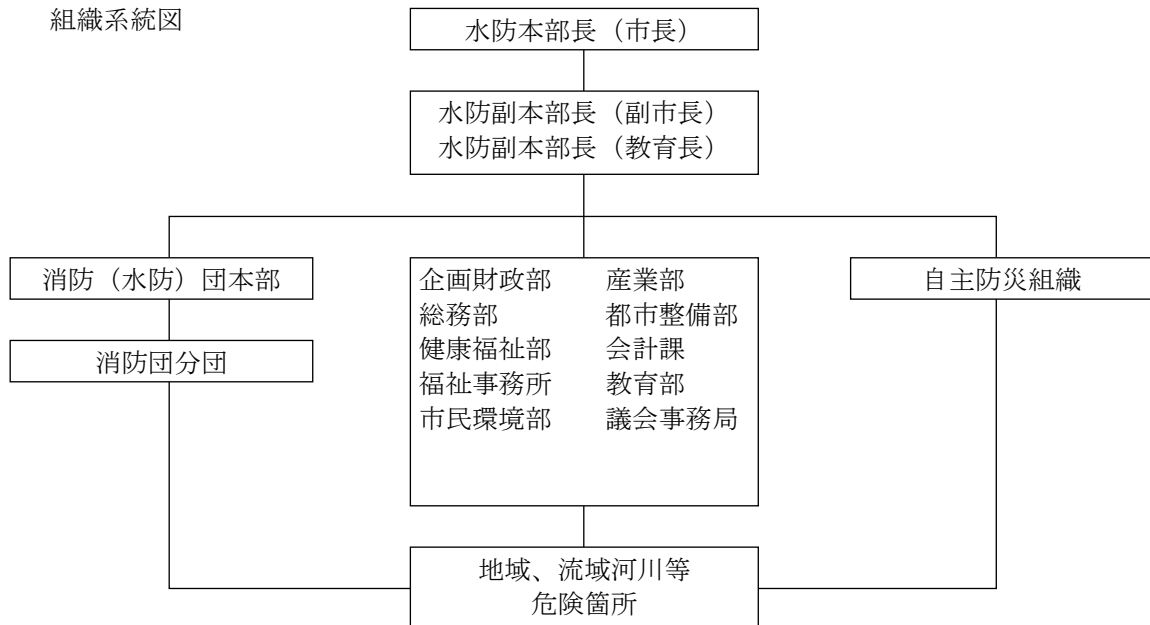
2 水防本部の設置及び閉鎖

- (1) 水防本部は伊豆の国市役所本庁（3 階会議室）に置くものとする。
- (2) 水防本部長は市長があたり、水防副本部長は副市長及び教育長があたる。
- (3) 水防本部の庶務は危機管理課において処理する。
- (4) 水災に関し大規模な災害が発生することが極めて高い場合は、伊豆の国市災害対策本部条例（平成 17 年 4 月 1 日条例第 119 号）に定める災害対策本部が設置された時点で、水防本部はその組織に統合されるものとする。
- (5) 水防本部は、水害応急対策が完了したと水防本部長が認めたとき閉鎖する。

第3節 水防本部の組織

組織系統は次のとおりとし、各々の事務分掌は別記1によるものとする。

組織系統図



第4節 市防災会議

- 1 水防本部が迅速かつ的確な応急対策等水防活動を実施するにあたっての基本方針を協議し、早急に実施すべき事項を決定する市防災会議を設置する。
- 2 防災会議の編成は、市防災会議条例によるものとする。
- 3 防災会議の運営は、市防災会議条例によるものとする。

第5節 水防本部要員の非常招集

事務分担する各要員は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは直ちに水防本部に参集し、水防本部長の指揮を受け所掌にあたる。

1 水防機関

水防業務を処理する水防の機関は、消防団をもってあたる。

2 水防情報の収集及び伝達

地域流域河川等各種情報の収集及び伝達系統は別に定める。（第11節 水防活動 5 水防に関する連絡系統図）

第6節 水防巡視等

1 水防巡視

水防本部長は、水防予警報及び気象情報に留意し、巡視を要すると判断したときは、直ちにパトロール班及び各河川の危険区域等水防受持ち区域消防団各分団、消防団本部に対しその情報を伝達し、各受持ち管内を巡視するよう指示する。これを受けた消防団等は河川等の巡視を行い、その状

況を水防本部長に報告するものとする。

また、各河川の水位の状況・砂防関係の危険度、その他水災に対処すべき状況に至ったときは、直ちに消防団等に通報し、消防団各分団長は「水防信号」により地域住民、消防団員に周知し、警戒等水防活動にあたるものとする。

2 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号は、次表のとおりである。

信号の種類	説 明	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	警戒水位に達したことを知らせるもの	一点打 ○	約5秒 約15秒 約5秒 ○ 休止 ○
第2信号	水防（消防）団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの	三点打 ○－○－○	約5秒 約6秒 約5秒 ○ 休止 ○
第3信号	区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの	四点打 ○－○－○－○	約10秒 約5秒 約10秒 ○ 休止 ○
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱打	約1分 約5秒 約1分 ○ 休止 ○
備 考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。		

信号の種類	措置事項
第1信号	一般住民に周知するとともに必要な消防団員を招集し、河川の警戒にあたる。
第2信号	各消防団員を招集するとともに、水防活動に必要な資材を点検し現場に輸送する。
第3信号	消防団員の外、地域住民の出動を求める。
第4信号	伊豆中央警察署に通報し区域住民を避難場所に誘導する。

第7節 水防資材

1 防災倉庫の管理及び資機材の利用

防災倉庫は危機管理課が管理する。ただし、水防本部設置下においては水防本部において管理するものとし、各要員は必要に応じて水防資機材を利用し水防及び応急復旧措置を行う。

2 水防資機材の調達

水防資機材確保のため、水防資機材取扱業者とあらかじめ協議し、緊急調達できるようにしておくものとする。なお、消防団において水防資機材を水防本部に要請するいとまがないときは、各分団長は当該地域の業者等から調達し、その旨を水防本部長に報告するものとする。

第8節 洪水予報

国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

国土交通大臣が指定した河川（狩野川）について国土交通大臣と気象庁長官が協議のうえ、共同して発表する洪水予報を、次に示す計画に基づき水位を示して発表する。

狩野川洪水予報計画

1 洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	区域
狩野川	左岸 伊豆市修善寺字飯塚二百九十番一地主修善寺橋から海まで
	右岸 伊豆市柏久保字上ナメド五百五十五番三地主修善寺橋から海まで

2 洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	地先名	氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断 水位(特別 警戒水位) (m)	氾濫 危険水位 (危険水位) (m)	計画高 水位 (m)
狩野川	大仁	伊豆の国市大仁	2.10	3.70	4.40	5.64
	徳倉	駿東郡清水町徳倉	4.00	6.80	7.20	7.58

3 洪水予報発表者

河川名	担当官署	発表責任者
狩野川	沼津河川国道事務所 静岡地方気象台	沼津河川国道事務所長 静岡地方気象台長

4 洪水予報の発表及び解除の基準

種類	発表基準	摘要
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなつたと認められるとき沼津河川国道事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
氾濫警戒情報 (洪水警戒報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）を超えるおそれがあるとき、もしくは、避難判断水位（特別警戒水位）を超え、なお水位上昇が見込まれるとき	同上
氾濫危険情報 (洪水警戒報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき発表する	
氾濫発生情報	堤防からの越水又は破堤がおこり河川水による浸水が確認されたときに発表する	
	洪水予報が継続しているときに、補足情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	取り扱いは氾濫注意情報（洪水注意報）に準ずる

5 洪水予報の発表形式

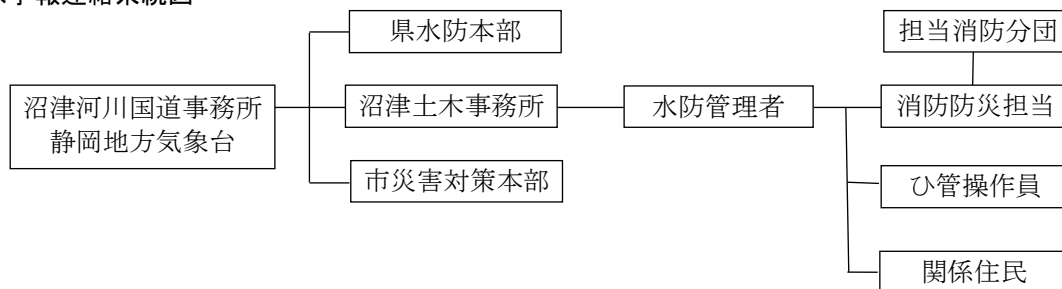
通常は、別記2の形式で発表される。ただし、オンラインシステムに不具合が生じた場合、FAX等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。この場合には、別記3の用紙を使用する。

6 洪水予報の通知

河川名	発報担当者	受報担当者	連絡方法
狩野川	沼津河川国道事務所長	河川砂防局長	加入電話
	静岡地方気象台長	危機対策課長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者に通知することによって、国土交通大臣及び気象庁長官から県知事への通知に代えるものとする。

7 洪水予報連絡系統図



第9節 水防警報

国土交通大臣が行う水防警報とその措置

国土交通大臣が指定した河川（狩野川）についての水防警報の発表は、国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所長が行うものとし、次に示す計画に基づき、水位を示して、水防上の警報を発表する。

狩野川水防警報計画

1 水防警報を行う河川及び区域

河川名	区域		区域延長
狩野川	幹川	左岸 伊豆市修善寺字飯塚二百九十番一地先修善寺橋から海まで 右岸 伊豆市柏久保字上ナメド五百五十五番三地先修善寺橋から海まで	24,926m
	支川 (来光川)	左岸 田方郡函南町仁田字三中五百二十二番一地先仁田橋から幹川合流点まで 右岸 田方郡函南町仁田字堀之内百六十七番十地先仁田橋から幹川合流点まで	1,530m
	支川 (柿沢川)	左岸 伊豆の国市長崎字新屋敷三百三十七番一地先長崎橋から来光川合流点まで 右岸 伊豆の国市長崎字橋戸九十三番一地先長崎橋から来光川合流点まで	860m
	派川 (狩野川放水路)	左岸 幹川分派点から海まで 右岸 幹川分派点から海まで	3,000m

2 水防警報の対象水位観測所

(狩野川水系) 河川名	観測所名	所在地	位置 (km)	水防団 待機 (指定) 水位 (m)	氾濫 注意 (警戒) 水位 (m)	出動 水位 (m)	避難 判断 (特別 警戒) 水位 (m)	氾濫 危険 (危険) 水位 (m)	計画高 水位 (m)	現況 堤防高 (m)	堤内地 地盤高 (m)
狩野川	大仁	伊豆の国市大仁	右岸河口から22.8	1.50	2.10	3.00	3.70	4.40	5.64	左7.70 右7.60	左3.60 右7.60
	千歳橋	伊豆の国市南條	右岸河口から16.5	2.50	4.10	5.00			7.83	左9.60 右8.30	左7.50 右5.90
	徳倉	駿東郡清水町徳倉	左岸河口から7.6	3.00	4.00	4.60	6.80	7.20	7.58	左5.90 右8.40	左5.90 右8.40
支川 来光川	蛇ヶ橋	田方郡函南町肥田	左岸合流点から0.5	3.70	5.20	6.10	8.10	(8.45)	8.45	左10.30 右9.80	左9.80 右5.40

3 水防警報の種類及び発表

種類	内 容	発表基準
準備	水防資機材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
出動	水防従事者の出動を通知するもの	水位が出動水位に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき

解除	水防活動の終了を通知するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を下回り、水防作業の必要がなくなったとき
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	適宜

4 水防警報を発表しないときの処置

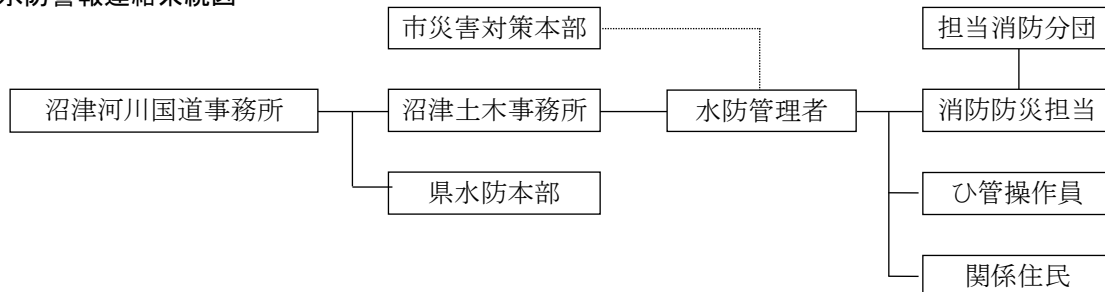
理由を付し、関係者に通知する。

5 水防警報の通知

(狩野川水系) 河川名	観測所名	発報担当者	受報担当者	連絡先
狩野川	大仁 千歳橋 徳倉	沼津河川国道事務所長	沼津土木事務所長 県水防本部	電話 055-920-2213 FAX 055-920-2383 電話 054-221-3259 FAX 054-221-3260
支川 来光川	蛇ヶ橋			

発報担当者より受報担当者に通知する事によって、国土交通大臣から県知事への通知に代えるものとする。

6 水防警報連絡系統図

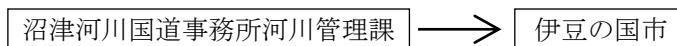


7 狩野川放水路放流警報

- ① 放流警報発報時期
放流開始前
- ②サイレン設置場所
 - a 伊豆の国市壱之上
 - b 伊豆の国市長塚榎ヶ洞
 - c 通報系統図

サイレン方式
20秒吹鳴10秒休止 5回

国土交通省狩野川放水路管理所（伊豆長岡出張所）
狩野川放水路警報所



8 水防警報発報受報用紙

別記4の用紙を使用する。

第10節 避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報

国土交通大臣が行う避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報の通知及び周知

国土交通大臣が指定した水位情報周知河川（狩野川）の避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報は、国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所長が行うものとし、次に示す表に基づき、避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報と必要に応じて補足情報を示して発表する。

1 避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報を通知及び周知する河川名及び区域

河川名	区域		区域延長
狩野川	支川 (来光川)	左岸 田方郡函南町仁田字三申五百二十二番一地主先仁田橋から幹川合流点まで 右岸 田方郡函南町仁田字堀之内百六十七番十地主先仁田橋から幹川合流点まで	1,530m
	支川 (柿沢川)	左岸 伊豆の国市長崎字新屋敷三百三十七番一地主先長崎橋から来光川合流点まで 右岸 伊豆の国市長崎字橋戸九十三番一地主先長崎橋から来光川合流点まで	860m
	派川 (狩野川放水路)	左岸 幹川分派点から海まで 右岸 幹川分派点から海まで	3,000m

2 避難判断水位（特別警戒水位）設定河川の対象水位観測所

(狩野川水系) 河川名	観測所名	所在地	位置 (km)	水防団 待機 (指定) 水位 (m)	氾濫 注意 (警戒) 水位 (m)	出動 水位 (m)	避難 判断 (特別 警戒) 水位 (m)	氾濫 危険 (危険) 水位 (m)	計画高 水位 (m)	現況 堤防高 (m)	堤内地 地盤高 (m)
支川 来光川	蛇ヶ橋	田方郡 函南町肥田	左岸合流 点から0.5	3.70	5.20	6.10	8.10	(8.45)	8.45	左 10.30	左 9.80
支川 柿沢川										右 9.80	右 5.40
派川 (狩野川 放水路)	鏡橋	伊豆の国市 堀之上	右岸放水 口から2.5 m	—	—	—	6.00		9.85	左 14.60 右 17.50	左 13.90 右 17.50

3 水位到達情報の通知

(狩野川水系) 河川名	観測所名	発報担当者	受報担当者	連絡先
支川 来光川	蛇ヶ橋	沼津河川国道事務所長	沼津土木事務所長 県水防本部	電話 055-920-2213 FAX 055-920-2383 電話 054-221-3259 FAX 054-221-3260
支川 柿沢川				
派川 (狩野川放水路)	鏡橋			

発報担当者より受報担当者に通知することによって、国土交通大臣から県知事への通知に代えるものとする。

4 避難判断水位（特別警戒水位）の基準

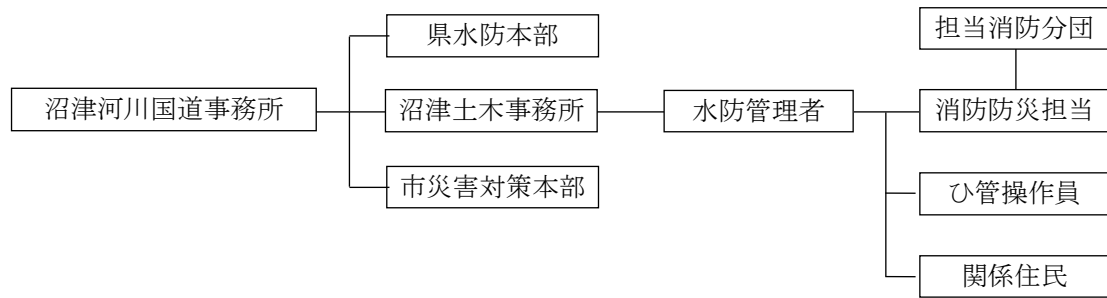
避難判断水位（特別警戒水位）は、氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって危険水位相当換算水位（注1）から避難等を考慮した一定時間の水位変化量を差し引いた水位であり、この水位に達したときは「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない」（法第13条）。水防管理者において、避難判断水位（特別警戒水位）に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水資料となる。

（注1）危険水位相当換算水位とは、「洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こるおそれがある水位」を基準観測所における水位に換算した水位である。

5 避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報の通知

別記5の用紙により避難判断水位（特別警戒水位）に達した旨の水位到達情報が通知される。また、必要に応じて補足情報が明示される。

6 避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報の連絡系統図



第11節 水防活動

1 消防団の活動

洪水等に際し、水害を警戒し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法の規定によるもののほか、第5節により活動体制に入るものとする。

この場合、水防本部長は消防団長に対し出動を指令し、団長は各分団の機械器具、団員等の掌握に努める。

また、洪水等に際し、消防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、消防団員自身の安全は確保しなければならない。

- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・指揮者は、現場状況の把握に努め、団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

2 各分団の水防受持ち区域

重要水防箇所

(水系名 狩野川)

河川名	地先名	左右岸	延長(m)	位置	重要度	注意を要する理由	水防工法	管轄分団
狩野川	北江間～南江間	左	1,542	15.2K+170m ～ 17.0K+100m	B	河積不足	積土のう工	第4分団
狩野川	南江間	左	549	16.0K+56m ～ 16.6K+93m	B	堤防の脆弱性	月の輪工	第4分団
狩野川	南江間	左	208	16.8K+108m ～ 17.0K+100m	B	堤防の脆弱性	月の輪工	第1分団 第2分団
狩野川	壱之上	左	403	17.2K+180m ～ 17.6K+108m	B	河積不足	積土のう工	第1分団 第2分団
狩野川	古奈～富士見	左	1,338	18.4K+102m ～ 20.0K+115m	B	河積不足	積土のう工	第1分団 第2分団
狩野川	古奈～富士見	左	659	18.6K+84m ～ 19.4K+81m	B	すべり破壊	月の輪工	第1分団 第2分団

河川名	地先名	左右岸	延長 (m)	位置	重要度	注意を要する理由	水防工法	管轄分団
狩野川	古奈～富士見	左	659	18.6K+84m ～ 19.4K+81m	B	パイピング破壊	釜段工	第1分団 第2分団
狩野川	天野	左	184	20.4K+97m ～ 20.6K+88m	B	河積不足	積土のう工	第1分団 第2分団
狩野川	小坂	左	218	21.2K+154m ～ 21.4K+136m	B	河積不足	積土のう工	第1分団 第2分団 第3分団
狩野川	小坂～神島	左	1,117	21.2K+154m ～ 22.8K+74	B	パイピング破壊	釜段工	第1分団 第2分団 第3分団
狩野川	日守～四日町	右	2,595	14.2K+225m ～ 16.8K+114m	B	河積不足	積土のう工	第7分団
狩野川	四日町～寺家	右	1,221	15.8K+119m ～ 17.0K+105m	B	パイピング破壊	釜段工	第7分団
狩野川	四日町	右	423	15.8K+119m ～ 16.2K+92m	B	堤防の脆弱性	月の輪工	第7分団
狩野川	四日町～寺家	右	219	16.8K+114m ～ 17.0K+105m	B	暫定堤防	積土のう工	第7分団
狩野川	寺家	右	239	17.6K ～ 17.8K+39m	B	河積不足	積土のう工	第7分団 第8分団
狩野川	南條	右	211	18.6K+99m ～ 18.8K+113m	B	河積不足	積土のう工	第7分団 第8分団
狩野川	南條～宗光寺	右	1,255	19.0K+111m ～ 20.2K+105m	B	河積不足	積土のう工	第8分団 第12分団
狩野川	宗光寺～御門	右	1,201	19.8K+113m ～ 21.0K+72m	B	パイピング破壊	釜段工	第12分団
狩野川	神島～吉田	右	1,395	23.0K-197m ～ 24.2K+92m	B	パイピング破壊	釜段工	第9分団
狩野川	吉田～大仁	右	1,095	24.2K+92m ～ 25.6K+92m	B	すべり破壊	月の輪工	第9分団
柿沢川	肥田～長崎	左	774	0.0K～ 0.8K	B	堤防の脆弱性	月の輪工	第5分団 第7分団
柿沢川	肥田～長崎	左	774	0.0K～ 0.8K	B	パイピング破壊	釜段工	第5分団 第7分団
狩野川	北江間	左	90	15.2K+179m ～ 15.4K+50m	要注意	旧川・破堤履歴有 S33.9 破堤		第4分団

河川名	地先名	左右岸	延長 (m)	位置	重要度	注意を要する理由	水防工法	管轄分団
狩野川	北江間	左	540	15.2K+185m ～ 16.0K+31m	要注意	R3 北江間築堤工事 R4.2 完成		第4分団
狩野川	神島	左	285	23.2K+181m ～ 23.6K+60m	要注意	旧川・破堤履歴有 S33.9 破堤		第9分団
狩野川	南條	右	315	18.8K+70m ～ 19.0K+160m	要注意	旧川・破堤履歴有 S33.9 破堤		第8分団
狩野川	白山堂～ 田京	右	463	21.6K+101m ～ 22.2K	要注意	旧川・破堤履歴有 S33.9 破堤		第12分団
狩野川	吉田～ 大仁	右	468	23.8K+127m ～ 24.4K+50m	要注意	旧川・破堤履歴有 S33.9 破堤		第9分団

A	水防上最も重要な区間
B	水防上重要な区間
要注意	注意区間

(注) 消防団長は必要に応じ分団の水防区域を変更し、他分団の水防作業を臨機に応援させ、対応する。

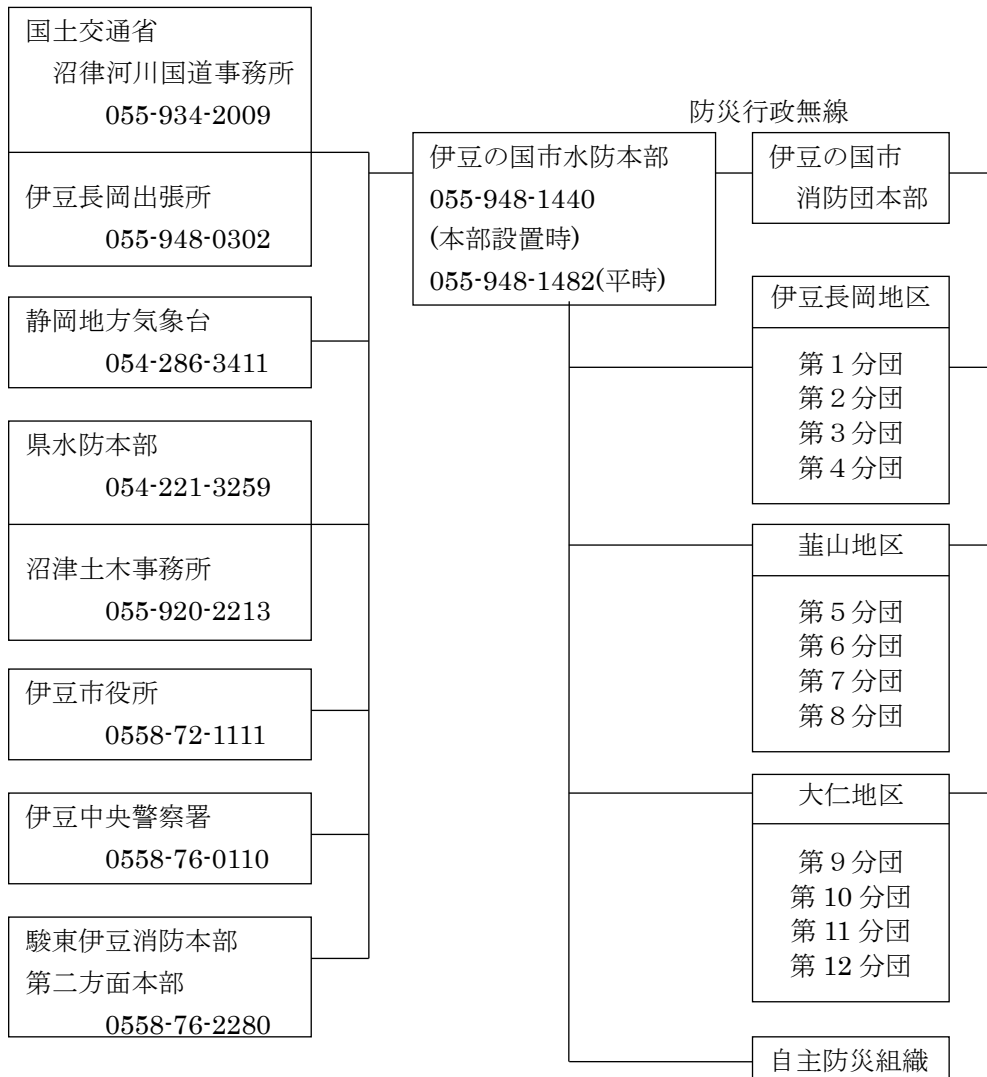
3 水防上重大な影響のある橋梁一覧

河川	路線	橋梁	形状 LW (m)	位置	影響の内容	管理者
狩野川	(一) 古奈伊豆 長岡 (停) 線	千歳橋 (ローゼ橋・7径間)	190.20 9.30	伊豆の国市古奈 伊豆の国市南條	桁下不足	静岡県
狩野川	(一) 静浦港 菰山 (停) 線	松原橋 (トラス橋・4径間)	201.30 8.50	伊豆の国市南江間 伊豆の国市四日町	桁下不足	静岡県
狩野川	(国) 4 1 4 号	大門橋 (ハウトラス橋)	240.85 6.00	伊豆の国市小坂 伊豆の国市白山堂	桁下不足	静岡県
狩野川	(一) 原木沼津 線	石堂橋 (トラス橋・3径間)	187.90 5.00	田方郡函南町日守 伊豆の国市原木	桁下不足	静岡県
狩野川	市道大 1 0 5 号	神島橋 (非合成箱桁橋)	204.60 10.75	伊豆の国市神島 伊豆の国市神島	桁下不足	伊豆の 国市

4 水防上注意を要する水門一覧

河川	名称	位置	形状 LHW (m)	種別	施設管理者	連絡先
狩野川	天野陸閘	伊豆の国市 天野	6.2 1.7 5.0	鋼製 片開ドア	国土交通省	伊豆の国市 055-948-2908
柿沢川	長崎樋管 1 号	伊豆の国市 長崎	18.6 20.5 2.0	鋼製 手動 スライド	静岡県	伊豆の国市 055-948-2908
韮山古川	中條樋管	伊豆の国市 中條	7.8 1.2 1.2	鋼製 手動 スライド	静岡県	伊豆の国市 055-948-2908
韮山古川	渋川樋管	伊豆の国市 南條	6.6 1.5 1.5	鋼製 手動 スライド	静岡県	伊豆の国市 055-948-2908
韮山古川	樋管	伊豆の国市 中	φ=0.6	鋼製 手動 スライド	伊豆の国市	伊豆の国市 055-948-2908

5 水防に関する連絡系統図



ア 情報の伝達

消防団員、消防団本部員、各班要員等への情報の伝達は、防災行政無線、有線電話等をもって行うが、消防団は情報班として自主防災組織と水防本部の情報の伝達、収集にあたる。
住民向けの情報の伝達は、同時通報用無線、消防ポンプ車、口伝え等で行う。

6 巡視、報告義務（消防団）

水防巡視については第6節により実施するが、水位の変化、危険箇所及び工事施工箇所等の状況を水防本部長に報告するものとする。なお、静岡県水防信号規則により、水位が警戒水位に達したとき、あるいはこれに準ずる事態の場合は、水防信号により対処し、その旨を水防本部長に報告するものとする。

7 自主防災組織の水防対策

各区自主防災会は、それぞれの防災計画により市の水防本部及び消防団と連携を密にし、当該区域の水災の軽減に努める。又、水防警報に基づく消防団等の水防に対し、極力これに協力するものとする。

8 避難のための立退き

洪水等により、著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、伊豆中央警察署長にその旨を通知するものとする。また、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を沼津土木事務所長に速やかに報告するものとする。

第12節 水防活動報告

水防管理者である市長は、水防活動実施後10日以内に別に定める様式により水防区長（沼津土木事務所長）を経由し、県水防本部長（河川砂防局長）に活動内容を報告するものとする。（別記6）

第13節 水防訓練

指定水防管理団体たる伊豆の国市は、出水期に1回以上県の指導により水防訓練を行うものとする。
なお、訓練要領は沼津土木事務所長と協議のうえ、水防管理者が定めるものとする。

第14節 計画の見直し

状況の変化に対応できるよう見直しを行う。

第15節 配備体制

- 1 本体制は、勤務時間の内外を問わず服務するものとする。
- 2 本体制は、防災対策上の見地から水防法のみにとらわれず、水災に起因する原因を排除する必要がある。そこで、伊豆の国市地域防災計画一般対策編第2章「災害予防計画」の各計画に対する対策も含めて対処するものとする。
- 3 本部要員の招集
水防本部長は大雨、洪水等の気象警報をもって原則として水防本部を設置するが、場合によって

は気象注意報をもって水防本部を設置する。

4 非常配備

(1) 水防本部の配備体制は、次のとおりとする。

区分	体制	設置基準	配備体制
本部が設置されないとき	事前配備体制	1) 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報のいずれかが伊豆の国市に発令されたとき	警戒活動に当たり、事態の推移に伴い、速やかに災害警戒本部を設置できる体制
災害警戒本部の設置	第1次配備体制	1) 上記の気象警報のいずれかが伊豆の国市に発令され、危険な状態が予想されるとき 2) 伊豆の国市に土砂災害警報情報が発表されたとき 3) その他の状況により市長が指令したとき	警戒活動に当たり、事態の推移に伴い、速やかに対応職員を動員できる体制
災害対策本部の設置	第2次配備体制	1) 上記の気象警報あるいは特別警報が発令されており、状況が悪化し大規模な被害が予想されるとき 2) 台風の襲来が予想されるとき 3) その他の状況により市長が指令したとき	被災情報の収集及び応急対策が実施できる体制
	第3次配備体制	1) 大規模な災害が発生したとき 2) その他の状況により市長が指令したとき	災害対策が遅滞なく遂行でき、事態の推移に伴い速やかに救援活動等災害対策が円滑に行える体制

(※一般対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画を準用)

(2) 消防団の非常配備

消防団は消防団長の指示により、次の要領で非常配備を行う。

配備体制	内容
・待機（第1次配備）	団長は本部長以上3名程度を本部に詰めさせ、水防本部と連携を密にして事態を掌握し、団員は服装を整えて自宅待機する。
・準備（第2次配備）	各分団団員は詰所に集合し、資材の整備点検を実施すると同時に受持ち区域内の巡視に一部団員を出動させる。
・出動（第3次配備）	団長以下全団員出動、警戒配備につく。

(3) 消防団本部との交信は防災行政無線とするが、場合によっては消防団本部において通信統制をとることがある。

分団内部の伝達は口伝え、トランシーバー等により行う。

5 第3次配備体制以外の場合、各班長は交代制を取り、同一要員が毎回服務しないよう配慮するものとする。

6 水防本部事務に従事する場合は、原則として規定の防災服を着用するものとする。

第16節 浸水想定区域の周知

高齢者等の要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称及び所在地を定める。(別記7)

第17節 河川管理者の協力

河川管理者中部地方整備局長（又は静岡県知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 河川に関する情報の提供
- 2 重要水防箇所の合同点検の実施
- 3 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 4 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 5 水防活動の記録及び広報

別記 1 伊豆の国市水防本部 事務分掌表

＊令和 7 年 4 月 1 日以降の組織

部	班	事務分掌
本部員	主管課	
総務部 総務部長 危機管理監	本部運営班 班長：危機管理課長 危機管理課 行政経営課	1. 災害対策本部の設置及び運営に関する事 2. 災害応急対策の総括及び調整に関する事 3. 本部長の命令、指示の伝達に関する事 4. 配備体制時の動員及び配備に関する事 5. 国、県及び他の防災関係機関との連絡及び調整に関する事 6. 自衛隊の派遣要請要求、受入れ体制、連絡に関する事 7. 本部全般における資機材の調達、保管、配備に関する事 8. 消防団（水防団）に関する事 9. ヘリポートの設置確保に関する事 10. 緊急輸送活動の総合調整に関する事 11. 市民に対する要請及び指示等の伝達に関する事 12. 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用に係る事務に関する事 13. 市防災行政無線（移動系）及び地域防災無線の統制運用に関する事 14. 住民への同報無線、広報車等に関する事 15. 災害記録に関する事 16. 自主防災組織との連絡調整に関する事
	総務班 班長：総務課長 総務課 管財営繕課 情報政策課	1. 重要な保存文書、公印等の搬出及び保管に関する事 2. 職員及び活動協力者への給食・非常炊き出しに関する事 3. 職員の安否確認に関する事 4. 職員の動員調整及び健康管理に関する事 5. 災害対策本部の運営補助に関する事 6. 他自治体応援職員等の受け入れ調整に関する事 7. 車両燃料の調達に関する事 8. 市所有車両の管理、車両の調達及び配車計画に関する事 9. 市営住宅の応急修理に関する事 10. 電子計算機器及び情報通信網の被害調査並びに復旧に関する事 11. 非常用電源の確保に関する事 12. 所管施設の被害調査及び復旧に関する事
企画財政部 企画財政部長 まちづくり政策監	情報班 班長：協働まちづくり課 市長公室 協働まちづくり課 企画課 財務課	1. 被害情報の収集、集計及び台帳整理に関する事 2. 防災関係機関との情報収集・伝達に関する事 3. 気象、交通、道路、民心動向等の情報収集に関する事 4. 災害時応援協定締結団体との連絡及び調整に関する事 5. 報道機関に対する情報提供、協力要請に関する事 6. 本部長及び副本部長の秘書に関する事 7. 災害対策の予算措置に関する事 8. 見舞金、義援金の収受、保管に関する事 9. 住民への情報提供等に関する事

		10. 災害対策本部の運営補助に関すること 11. 所管施設の被害調査及び復旧に関すること
健康福祉部 健康福祉部長 福祉事務所長	救護班 班長：健康づくり課長 避難班 班長：社会福祉課長 健康づくり課 社会福祉課 障がい福祉課 長寿介護課 こども家庭センター	【救護班】 1. 救護所の開設・運営に関すること 2. 医療救護用資機材及び救急医療品の確保に関すること 3. 医療機関との連絡調整に関すること 4. 感染症予防に関すること 5. 健康支援に関すること 6. 被災時の食糧供給に係る栄養指導に関すること 7. 遺体の処置に関すること 8. 所管施設の被害調査及び復旧に関すること 【避難班】 1. 避難所の開設・運営に関すること 2. 避難者の受け入れ体制の管理、調整、被災者の生活援護に関すること 3. 避難行動要支援者の避難支援に関すること 4. 福祉避難所の開設・運営に関すること 5. 災害時のボランティアの受け入れや指導に関すること 6. 応急食料・生活必需品の被災者への支給に関すること 7. 生活必需品の配分に関すること 8. 所管施設の被害調査及び復旧に関すること 9. 災害救助法適用に係る救助の委任事務の管理に関すること
市民環境部 市民環境部長 市民環境部参与	調査班 班長：税務課長 税務課 市民課 国保年金課	1. 被災調査に関すること 2. 人的・家屋被害調査に関すること 3. 災害による税の減免に関すること 4. り災証明等の発行及び被災者の生活相談に関すること 5. 埋火葬の手続きに関すること 6. 死亡者の戸籍に関すること 7. 菰山・大仁支所における情報収集 8. 所管施設の被害調査及び復旧に関すること
	環境班 班長：環境政策課長 環境政策課 廃棄物対策課	1. 環境衛生、清掃用資機材及び薬剤の調達に関すること 2. 防疫に関すること 3. 遺体の措置・埋火葬及び遺体収容所の開設・運営に関すること 4. 被災時の動物保護に関すること 5. 一般廃棄物、し尿の収集及び処理に関すること 6. 災害廃棄物の受入れ、処理等に関すること 7. 残骸物等の処理・応急措置に関すること 8. 所管施設の被害調査及び復旧に関すること 9. 仮設トイレ等の設置に関すること
産業部 産業部長 産業部参与	観光班 班長：観光文化課長 観光文化課 商工課	1. 観光客の安全確保及び避難に関すること 2. 観光客の帰宅困難者等の援護に関すること 3. 観光客の食糧等に関すること 4. 所管施設利用者の安全措置及び避難誘導に関すること 5. 救援物資、備蓄物資、資機材の集積・配給及び炊き出しに関すること 6. 応急食料・生活必需品の確保に関すること 7. 長岡総合会館が自主避難所になった場合の運営に関すること 8. 生活必需品等の価格安定に関すること 9. 所管施設の被害調査・復旧に関すること

	農業班 班長：農林課長 農林課	1. 農林関係施設の被害調査・復旧に関する事 2. 農地、林地、農産物及び畜産等の被害に関する事 3. 家畜の防疫に関する事 4. 死亡獣畜の処理に関する事 5. 所管施設の被害調査及び復旧に関する事
都市整備部 都市整備部長	建設班 班長：建設課長 建設課 都市計画課	1. 道路、橋梁、河川等の被害調査、警戒及び監視に関する事 2. 緊急輸送路、幹線道路の通行確保及び交通対策に関する事 3. 道路、橋梁等の障害物除去に関する事 4. 道路、橋梁、河川等の災害防止措置、通行規制に関する事 5. 災害危険個所の安全点検に関する事 6. 建設業協会に対する応援要請に関する事 7. 被災住宅の撤去・応急修理に関する事 8. 土木復旧事業の総括、応急資材の確保等に関する事 9. 公園施設の被害調査・応急復旧に関する事 10. 仮設住宅に関する事 11. 所管施設の被害調査及び復旧に関する事
	上下水道班 班長：水道課長 水道課 下水道課	1. 上下水道施設の被害状況調査及び応急復旧措置に関する事 2. 飲料水・生活用水の確保・被災地への供給に関する事 3. 水源の保守に関する事 4. 上下水道協同組合に対する応援要請に関する事 5. 水質検査に関する事 6. 給水施設の安全確保に関する事 7. 所管施設の被害調査及び復旧に関する事
会計 会計管理者	会計班 班長：会計課長 会計課	1. 災害経理に関する事 2. 金融機関への連絡調整に関する事
教育部 教育部長	教育班 班長：学校教育課長 学校教育課 幼児教育課 教育施設整備課 生涯学習課 文化財課	1. 所管施設の情報収集に関する事 2. 所管施設の使用に関する事 3. あやめ会館が自主避難所等になった場合の運営に関する事 4. 所管施設の避難所からの情報の収集及び伝達に関する事 5. 児童、生徒及び所管施設利用者の安全措置及び誘導に関する事 6. 学校給食センターにおける炊き出し等の調整に関する事 7. 災害時の児童・生徒等の教育指導に関する事 8. 所管施設の被害調査及び復旧に関する事
議会事務局 議会事務局長	議会班 班長：監査委員事務局長 議会事務局 監査委員事務局	1. 本部との連絡に関する事 2. 災害時の議会に関する事

別記2 直轄河川洪水予報文例

様式1-1 直轄河川洪水予報形式(氾濫注意情報)

発表者

国土交通省 〇〇河川事務所
気象庁 〇〇地方気象台

→

第1受報者

機関名

→

第2受報者

機関名

→

第3受報者

機関名

正規

〇〇川氾濫注意情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水注意報(発表)
平成〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、氾濫注意水位(レベル2)に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主 文)

〇〇川の〇〇〇水位観測所(〇〇県〇〇市〇〇)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「氾濫注意水位(レベル2)」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

〇〇川の△△△水位観測所(〇〇県△△市△△)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「氾濫注意水位(レベル2)」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

〇〇川の□□□水位観測所(〇〇県□□市□□)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「氾濫注意水位(レベル2)」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後この雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇 〇)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.X				
	〇〇日〇1時〇0分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇2時〇0分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇3時〇0分の予測	XXX.X				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△ △)	〇〇日〇0時〇0分の状況	XXX.X				
	〇〇日〇1時〇0分の予測	—				
	〇〇日〇2時〇0分の予測	—				
	〇〇日〇3時〇0分の予測	—				
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□ □)	〇〇日〇0時〇0分の状況	XX.X				
	〇〇日〇1時〇0分の予測	XX.X				
	〇〇日〇2時〇0分の予測	XX.X				
	〇〇日〇3時〇0分の予測	XX.X				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(參考資料)

(単位:水位[m])			
観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	〇〇県□□市□□
レベル4 災害危険水位*	144.9	48.6	23.1
レベル3 避難判断水位*	144.6	48.0	21.5
レベル2 災害注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区画	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
災害が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、 〇〇県〇〇市〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、	△△県△△市〇区、 △△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市□□区、 △△県□□市〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市□×地区、 △△県□□市□□×地区、	××県×市〇地区、 ××県〇市〇〇地区、 ××県××市〇〇〇地区、

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル 5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル 4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル 3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル 2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル 1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://lriver.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 ○○河川事務所 ○○○課 電話：000-000-0000（内線）○○○
気象関係：気象庁 ○○地方気象台 電話：000-000-0000

別記3 直轄河川洪水予報用紙

〇〇川

氾濫注意情報	氾濫警戒情報	氾濫危険情報
氾濫発生情報	氾濫注意情報解除	

〇〇川洪水予報第〇号		
洪水注意報(発表)	洪水注意報	洪水警報(発表)
洪水警報	洪水注意報(警報解除)	洪水注意報解除

年 月 日 時 分
国土交通省沼津河川国道事務所 共同発表
気象庁静岡地方気象台

区分	番号	発表内容	担当
見出し	1	〇〇川では 氾濫注意水位に到達 水位はさらに上昇 →主文14	国
	2	〇〇川では 避難判断水位に到達したが 水位の上昇はない見込み →主文15	
	3	〇〇川では 今後氾濫危険水位に達する見込み →主文16	
	4	〇〇川では 避難判断水位に到達 今後氾濫危険水位に達する見込み →主文17	
	5	〇〇川では 避難判断水位に到達 水位はさらに上昇 →主文18	
	6	〇〇川では 氾濫危険水位に到達 氾濫のおそれあり →主文19	
	7	〇〇川では 氾濫危険水位を下回る →主文20	
	8	〇〇川では 避難判断水位を下回る →主文21	
	9	〇〇川では 氾濫注意水位を下回る →主文22	
	10	〇〇川では 氾濫が発生	
	11	〇〇川では 当分の間氾濫注意水位を超える水位が続く見込み	
	12	〇〇川では 当分の間避難判断水位を超える水位が続く見込み	
	13	フリーフォーマット	
主文	14	〇〇川の (〇〇水位観測所・〇〇水位観測所) では、 氾濫注意水位(レベル2)に到達しました。水位はさらに上昇する見込みです。 今後の洪水予報に注意して下さい。	国
	15	〇〇川の (〇〇水位観測所・〇〇水位観測所) では、 避難判断水位(レベル3)に到達しましたが、今後水位の上昇はない見込みです。 今後の洪水予報に注意して下さい。	
	16	〇〇川の (〇〇水位観測所・〇〇水位観測所) では、 氾濫危険水位(レベル4)に到達する見込みです。 市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	17	〇〇川の (〇〇水位観測所・〇〇水位観測所) では、 避難判断水位(レベル3)に到達しました。今後、氾濫危険水位(レベル4)に達する見込みです。 市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	18	〇〇川の (〇〇水位観測所・〇〇水位観測所) では、 避難判断水位(レベル3)に到達しました。水位はさらに上昇する見込みです。 市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	19	〇〇川の (〇〇水位観測所・〇〇水位観測所) では、 氾濫危険水位(レベル4)に到達しました。 氾濫するおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	20	〇〇川の (〇〇水位観測所・〇〇水位観測所) では、 氾濫危険水位を下回りました(レベル3)。水位は下降する見込みです。 引き続き警戒して下さい。	
	21	〇〇川の (〇〇水位観測所・〇〇水位観測所) では、 避難判断水位を下回りました(レベル2)。水位は下降する見込みです。 引き続き十分な注意をして下さい。	
	22	〇〇川の (〇〇水位観測所・〇〇水位観測所) では、 氾濫注意水位を下回り(レベル1)、危険はなくなったものと思われます。	
	23	〇〇川の 〇〇水位観測所 では、当分の間(氾濫注意水位を超える水位(レベル2) ・避難判断水位を超える水位(レベル3)・氾濫危険水位を超える水位(レベル4))が続く見込みです。 引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。	
		〇〇川の 〇〇水位観測所 では、当分の間(氾濫注意水位を超える水位(レベル2) ・避難判断水位を超える水位(レベル3)・氾濫危険水位を超える水位(レベル4))が続く見込みです。 引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。	
	24	フリーフォーマット(氾濫水の予報など)	

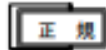
降雨と水位の	25	(台風第 号・ 低気圧・ 前線)の(接近・通過・活動・停滞)による(雨・大雨)により、		気
	26	降り始めの		
	27	1	日 時 から 日 時 までの 流域平均雨量は ミリ	
		2	日 時 から 日 時 までの 流域平均雨量は ミリ	
		3	(に達しました・となっています)。	
	28	また、(ところにより・) 1時間に、 ミリの雨が降っています。		
	29	現在、雨は (小降りになりました・やんでいます)。		
30	フリーフォーマット			
降雨と水位の予想	31	1	〇〇川の水位は 日 時 分現在、次のとおりです。	国
		2	〇〇水位観測所で . m (水位危険度レベル (1・2・3・4・5)) (上昇中・横ばい・下降中)	
		3	〇〇水位観測所で . m (水位危険度レベル (1・2・3・4・5)) (上昇中・横ばい・下降中)	
	32	フリーフォーマット		
降雨と水位の予想	33	この雨は、(今後一層強まる・当分この状態が続く・今後次第に弱まる)でしょう。		気
	34	1	日 時 から 日 時 までの 流域平均雨量は ミリ	
		2	日 時 から 日 時 までの 流域平均雨量は ミリ	
		3	の見込みです。	
	35	フリーフォーマット		
	36	1	〇〇川の水位は、 日 時 分頃には、次のとおりと見込まれます。	国
		2	〇〇水位観測所で . m程度 (水位危険度レベル (1・2・3・4・5))	
3		〇〇水位観測所で . m程度 (水位危険度レベル (1・2・3・4・5))		
37	の水位は 日 時 分頃 最高となり、その水位は . m程度と見込まれます。			
38	フリーフォーマット (氾濫水の予報など)			
事注 項意	39			国
参 考	〇〇水位観測所〔・・市・・〕 (受け持ち区間 左岸：・・市、・・市、・・市) (受け持ち区間 右岸：・・市、・・市) 氾濫危険水位 . m 避難判断水位 . m 氾濫注意水位(警戒水位) . m 平常水位 . m 〇〇水位観測所〔・・市・・〕 (受け持ち区間 左岸：・・市、・・市、・・市) (受け持ち区間 右岸：・・市、・・市) 氾濫危険水位 . m 避難判断水位 . m 氾濫注意水位(警戒水位) . m 平常水位 . m 水位危険度レベル ■レベル5 氾濫の発生 ■レベル4 氾濫危険水位超過 ■レベル3 避難判断水位超過 ■レベル2 氾濫注意水位(警戒水位) 超過 ■レベル1 水防団待機水位超過			

(問い合わせ先)

水位関係 : 国土交通省 沼津河川国道事務所 調査課 TEL 055-934-2009
 気象関係 : 気象庁 静岡地方気象台 技術課 TEL 054-286-3411

別記4 直轄河川水防警報用紙

様式3-1 直轄河川水防警報発表用紙



水 防 警 報 (出 動)

発令河川	基準水位観測所	発表番号
〇〇川	△△△水位観測所	第〇号

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 国土交通省 〇〇川河川事務所発表

【現 況】

〇〇川の△△△水位観測所(〇〇市〇〇)の水位は、
 〇〇日〇〇時〇〇分現在〇〇.〇〇mです。
 △△△水位観測所の水位は、(水防団待機水位、氾濫注意水
 位、氾濫危険水位) (に達し、を超え、を下回り)
 (上昇しています。横ばい状態です。下降しています。)
 または
 △△△水位観測所の水位は、(水防団待機水位、氾濫注意水
 位、氾濫危険水位)
 (を上回る見込みです。程度の見込みです。を下回る見込みで
 す。)

【被災状況】

(自由記入)

【発 表】

水防機関は出動してください。

【特 記】

(自由記入)

〇〇川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
〇〇〇〇〇				
△△△△△				
□□□□□				
×××××				

問い合わせ先
 国土交通省 〇〇川河川事務所 〇〇〇〇 電話：000-000-0000 (内線) 〇〇〇

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://river.go.jp/

別記5 直轄河川水位到達情報発表用紙（氾濫危険情報）

様式4-2 県管理河川水防警報発表用紙（津波）

水 防 警 報（河 川）

種 類	出 動 ・ 解 除	
発表河川		第_____号
日時	平成 年 月 日 時 分	静岡県 〇〇土木事務所発表
番号	発 表 内 容	
1	平成〇〇年〇月〇日〇時〇分に大津波警報・津波警報が発表され、〇〇湾では〇mの津波が予想されています。	
	津波到達時刻は〇〇湾△△で〇日〇〇：〇〇頃と予想されています。	
	各地域の実情や立地条件を踏まえ、 <u>退避必要時間の確保を最優先</u> の上出動し、水防団員の安全を確保しつつ、避難誘導等の水防活動を実施してください。	
2	〇〇湾に発表されていた津波警報（大津波・津波）は、平成〇〇年〇月〇日〇時〇分に解除されました。	
	巡視等により被害が確認されなかった・応急復旧等が終了したので水防警報を解除します。	

※緊急を要する時は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

別記 6 水防管理団体水防活動実施報告書

水防管理団体水防活動実施報告書

年 月 日

水防管理団体名

作成責任者名

出 水 の 概 要	警戒水位 m														
	川 雨量 mm														
水 防 実 施 箇 所	川 左 岸 地先 m														
日 時	自 月 日 時 至 月 日 時														
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合 計		所 要 経 費	人 件 物 件 費		管理団	県支給	その他	計
	人		人		人		人				手当て	円	円	円	円
								その他							
								計							
								資材費							
								器材費							
								雑 費							
水防作業 の 概 要 及び工法	工法 箇所 m														
水防の結果		堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他	使 用 資 材	公用負担				
		m	m ²	m ²	戸	m	m	人			合 計				
	効 果	m	m ²	m ²	戸	m	m	人			かます、俵	枚	枚	枚	枚
		万年、土俵	枚	枚	枚	枚									
	被 害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人			な わ	kg	kg	kg	kg
		丸 太	枚	枚	枚	枚									
											そ の 他				
										県 の 応 援 状 況					
水 防 団 員 消防団員の 出 動 状 況										立 ち 退 き 状 況 及 び それを指示 した 事 由					
そ の 他 の 出 動 状 況										水 防 関 係 者 の 死 傷					
居 住 者 の 出 動 状 況										水防功労者 の氏名年齢 所属及びそ の功績概要					
雨 量 水 位 の 状 況															
公 用 負 担 内 容															
他 団 体 の 応 援 状 況										水 防 活 動 に 関 する 反 省 点					
警 察 官 の 応 援 状 況										備 考					

- (注) 1 水防を行った箇所ごとに作成すること。
2 氾濫箇所図(1/5,000 以上)を添付し、氾濫区域及び実施箇所を明示すること。
3 水防管理団体は、箇所ごとの報告書の集計表及び氾濫箇所図(1/5,000 以上)を添付して、水防区長(沼津土木事務所長)に 3 部提出すること。
4 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。

別記7 狩野川水系洪水浸水想定区域避難施設一覧(水防法第15条関係)				
洪水浸水想定区域		避難施設その他の避難場所	所在地	避難対象地区
水系名	河川名			
狩野川	狩野川	市民交流センター(旧大仁高校)	大仁334	大仁・吉田
		大仁中学校	三福1276-3	大仁・吉田・中島・三福
		大仁小学校	三福325-1	中島・三福・田京
		ひまわり保育園	三福934-1	吉田・中島・三福
		御門防災センター	御門32-1	御門・白山堂・守木
		大仁北小学校	守木312-1	田京・御門・白山堂・守木・宗光寺
		大仁公民館	大仁268-2	大仁
		吉田公民館	吉田580	吉田・中島
		神島集会センター	神島112-1地先	神島
		三福公民館	三福675	三福
		守木公民館	守木76-2	守木・白山堂
		宗光寺公民館	宗光寺72-1	宗光寺
		菰山小学校	四日町350-1	四日町・土手和田・寺家・原木
		伊豆中央高校	寺家970-1	寺家・中條・南條
		東部特別支援学校	寺家246-1	寺家・四日町・中條・南條
		伊豆の国特別支援学校	寺家235	寺家・四日町・中條・南條
		菰山南小学校	中817-1	中・寺家・中條・南條
		菰山高校	菰山菰山229	土手和田・四日町
		菰山中学校	菰山菰山393	土手和田・四日町・寺家・中條・南條
		菰山体育館	菰山菰山392-1	土手和田・四日町・寺家・中條・南條
		菰山生涯学習センター	奈古谷1251-1	奈古谷・大仙
		富士美幼稚園	原木1343	多田・原木・長崎
		中公民館	中772-3	中
		松並公民館	四日町184-1	土手和田
		長岡総合会館	古奈255	古奈・天野・富士見・壺之上・長岡
		長岡中学校	長岡1407-5	長岡・珍野・長塚
		長岡南小学校	長岡1294-1	古奈・天野・長岡・富士見
		長岡北小学校	南江間1200	南江間・北江間
		長岡中央公民館	長岡346-1	長岡・小坂
		壺之上公民館	壺之上227-7	壺之上
		長岡区民館	長岡159-9	長岡
		珍野公民館	南江間1602-1	珍野
		千代田公民館	北江間1724-1	千代田

洪水浸水想定区域		避難施設その他の避難場所	所在地	避難対象地区
水系名	河川名			
狩野川	柿沢川	韮山生涯学習センター	奈古谷 1251-1	奈古谷・大仙
		富士美幼稚園	原木 1343	原木・長崎
		韮山小学校	四日町 350-1	原木
	堂川	富士美幼稚園	原木 1343	原木・長崎
		韮山小学校	四日町 350-1	原木
	洞川	韮山小学校	四日町 350-1	四日町
		東部特別支援学校	寺家 235-1	四日町
		伊豆の国特別支援学校	寺家 235	四日町
		韮山高校	韮山 229	四日町
		韮山中学校	韮山 393	四日町
		韮山体育館	韮山 392-1	四日町
	韮山古川	韮山小学校	四日町 350-1	寺家
		伊豆中央高校	寺家 970-1	寺家・中條・南條
		東部特別支援学校	寺家 235-1	寺家・中條・南條
		伊豆の国特別支援学校	寺家 235	寺家・中條・南條
		韮山南小学校	中 817-1	寺家・中條・南條
		韮山中学校	韮山 393	寺家・中條・南條
		韮山体育館	韮山 392-1	寺家・中條・南條
	宗光寺川	御門防災センター	御門 32-1	白山堂・守木
		大仁北小学校	守木 312-1	白山堂・守木・宗光寺
		守木公民館	守木 76-2	守木・白山堂
		宗光寺公民館	宗光寺 72-1	宗光寺
	戸沢川 長瀬川	長岡総合会館	古奈 255	長岡
		長岡中学校	長岡 1407-5	長岡
		長岡南小学校	長岡 1294-1	長岡
		長岡中央公民館	長岡 346-1	長岡・小坂
		長岡区民館	長岡 159-9	長岡
		長瀬公民館	長瀬 260-1	長瀬

別記 8 狩野川浸水想定区域災害時要配慮者施設一覧 (水防法第 15 条関係)

番号	浸水害の要因となる河川名	施設の名称	所在地	避難施設 その他の 避難場所	施設所有者又は管理者 及び自衛水防組織の構 成員への洪水予報等の 伝達方法
1	狩野川	伊豆長岡第一クリニック	古奈 206-2	事業所が 作成する、 洪水に関 する避難 確保計画 で定める、 避難施設 その他の 避難場所 とする。	迅速な避難行動に支障 を来すおそれのある要 配慮者については、特に 早い段階で避難を実施 し安全を確保すること が求められる。そのた め、避難準備情報等を発 令し、避難行動に支障を きたす要配慮者がいる 場合は、避難支援等関係 者の協力を得て、早期の 段階における避難行動 支援等を行うため、以下 の方法により当該施設 周辺の危険性を周知す る。 ア)要配慮者施設の管理 者等に対し訪問又は電 話での連絡 イ)広報車による伝達 ウ)市同報無線による伝 達 エ)登録制市民向けメー ル配信 オ)県システム (FUJISAN) 等による エリアメール配信 カ)ニュース速報テロッ プ
2		ジュリア伊豆長岡	古奈 279		
3		クラシオン伊豆の国	天野 6-3		
4		デイサービスカナリア	天野 23-3		
5		高齢者健康会館やすらぎの家	古奈 265-2		
6		パステルいずのくに	古奈 515-3		
7		かつらぎの風	長岡 243-1		
8		新健康家族 壱番館	長岡 646-1		
9		夢無限 伊豆長岡	長岡 999-1		
10		順天堂大学医学部附属静岡病院	長岡 1129		
11		養護老人ホーム長岡寮湯の家	長岡 1157-1		
12		伊豆の国市立にじいろこども園	長岡 1212		
13		伊豆の国市立長岡南小学校	長岡 1294-1		
14		しょうれんじこども園	南江間 919		
15		特別養護老人ホームいちごの里	北江間 45-1		
16		伊豆の国市立長岡北小学校	南江間 1200		
17		江間クリニック	南江間 1306-1		
18		放課後等デイサービスみらい音楽館	南江間 798-6		
19		ここなら	長岡 346-5		
20		ブルートホーム	長岡 126-5		
21		クオレ保育園	古奈 351-1		
22		放課後等デイサービス マゴコロ	長岡 188-12		
23		オリーブの庭	小坂 400		
24	狩野川 堂 川 洞 川	リツケアガーデン 菰山	原木 744-1		
25		ゆりのきクリニック	原木 850-6		
26		伊豆の国市立富士美幼稚園	原木 1343		

番号	浸水害の要因となる河川名	施設の名称	所在地	避難施設 その他の 避難場所	施設所有者又は管理者 及び自衛水防組織の構 成員への洪水予報等の 伝達方法
27		デイサービス ル・ソ レイユ原木	原木 733-2		
28		デイサービス・ひっと	原木 1265-3		
29		ひなたぼっこデイサ ービス菰山	原木 745-6		
30	狩野川 堂川	菰山福祉保健センター	四日町 302-1		
31		グループホーム源氏庵	四日町 346-2		
32		放課後デイサービス 向日葵 菰山教室	四日町 555-7		
33	狩野川 洞 川	伊豆の国市立あゆみ 保育園	四日町 42-1		
34		恵泉クリニック	四日町 664-2		
35		くきの皮膚科	四日町 85-2		
36		ラポールあい リヤン	四日町 378-2		
37		ラポールあい	四日町 619-1		
38		デイサービスちえのわ	四日町 616		
39	狩野川	伊豆医療福祉センター	寺家 202		
40		静岡県立東部特別支 援学校	寺家 246-1		
41		静岡県立伊豆の国特 別支援学校	寺家 235		
42		就労支援事業所ミラ イカ菰山	寺家 182-7		
43		高齢者温泉交流館	寺家 679-6		
44		静岡県立伊豆中央高 等学校	寺家 970-1		
45		グループホームミラ イカ菰山	中條 252		
46		夢無限 にらやま	中條 234-2		
47		伊豆菰山温泉病院	中條 234		
48		トレーニングデイサー ビスあんび伊豆長岡	中條 69 鈴木貸店 3 号室		
49		ソーシャルインクルー ホーム伊豆の国寺家	寺家 490-1		
50		伊豆の国ドリームキッズ	中條 81		
51		ちとせ保育園	南條 222-1		
52		建院伊豆の国	四日町 39-2		

番号	浸水害の要因となる河川名	施設の名称	所在地	避難施設 その他の 避難場所	施設所有者又は管理者 及び自衛水防組織の構 成員への洪水予報等の 伝達方法
53		伊豆の国市立葦山小学校	四日町 350		
54	狩野川 葦山古川	葦山保育園	葦山山木 664-6		
55		伊豆の国市立葦山中学校	葦山葦山 393		
56		静岡県立葦山高等学校	葦山葦山 229		
57		児童発達支援センター（きららか）	葦山多田 610-1		
58		伊豆長岡小児クリニック	中 894-4		
59		伊豆の国市立共和幼稚園	中 733-1		
60		伊豆の国市立葦山南小学校	中 817-1		
61		河野内科医院	南條 766-1		
62		放課後デイサービス きゃんぱす	中條 74-2		
63		杉本医院	南條 1644-1		
64		あおきクリニック	吉田 142-1		
65		村田内科クリニック	吉田 354-1		
66	狩野川	伊豆の国市立のぞみ幼稚園	吉田 416-1		
67		あさいクリニック	吉田 146-1		
68		ブルービート	吉田 126-3		
69		伊豆の国市立大仁北小学校	守木 312		
70		慈恩こども園	白山堂 171-2		
71		プレーゲおおひと	白山堂 408-9		
72		伊豆の国市立田京幼稚園	田京 238-21		
73		老人憩いの家 水晶苑	大仁 74-8		
74		デイサービスおらんち	中島 270-1		
75	宗光寺川	矢田レディースクリニック	宗光寺 925-1		